

洲本市ふるさと納税に係る業務分析等支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名

洲本市ふるさと納税に係る業務分析等支援業務委託

2. 公募の趣旨

本市は、返礼割合が3割を超過する額面の「洲本温泉利用券」を寄附者に提供していたことにより、総務大臣からふるさと納税の対象となる地方団体の指定を取り消されました。そして、その後の調査により、ふるさと納税業務において数々の基準違反や不適切な事務処理を行っていたことが明らかになりました。

本件委託は、本市が二度とこのようなことを起こさないよう、専門的な知見からふるさと納税業務を分析し、法令に適合した業務改善、具体的なマニュアル作成、ICT導入や中間事業者への委託等を検証し、事務の適正化について支援を行うものです。

3. 業務内容

洲本市ふるさと納税に係る業務分析等支援業務委託公募型プロポーザル仕様書のとおり

4. 履行期間

契約の日（令和6年4月上旬）から令和6年12月17日（火）を想定
※議会議決を前提とする。

5. 提案上限額

参考価格 12,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 公募スケジュール（予定）

公募開始、実施要領公表	令和6年1月31日（水）
質問書の提出期限	令和6年2月 8日（木）
質問書に対する回答	令和6年2月15日（木）（予定）
参加申込書及び会社の概要提出期限	令和6年2月22日（木）
提案書等の提出期限	令和6年3月15日（金）
一次審査（書類審査）の結果通知	令和6年3月25日（月）（予定）
二次審査（プレゼンテーション審査）の実施	令和6年3月28日（木）（予定）
最終選考結果の通知及び公表	令和6年4月上旬（予定）
契約の締結	令和6年4月上旬（予定）

7. 参加資格要件等

本公募型プロポーザルに参加することができる者は、参加申込書の提出日現在において以下の条件を全て満たす者としてします。

また、参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格及び契約交渉権を取り消す場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく洲本市入札参加資格制限基準（平成18年洲本市告示第27号）による入札参加の資格制限に該当しない者であること。
- (2) 洲本市指名停止基準（平成18年洲本市訓令第53号）に基づく指名停止の措置を受けている期間ではないこと。
- (3) 洲本市暴力団排除条例（平成25年3月25日条例第2号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 納期の到来している国税、都道府県税及び市区町村税並びに市の徴収金を滞納していないこと。
- (6) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、本業務を確実に遂行することができること。

8. 参加申込方法

(1) 提出書類

次の書類を各1部提出してください。

①参加申込書（様式1）

②会社概要書（様式2）

なお、参加申込書の提出後に辞退する場合は、令和6年3月15日（金）までに辞退届（様式3）を提出してください。

(2) 参加申込書等の提出期限

令和6年2月22日（木）17時必着

(3) 提出方法

郵送（必着）または持参により提出してください。

※持参の場合は土日祝を除く9時から17時までとします。

(4) 提出先

洲本市財務部行革推進室（担当：浦上、原）

〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号 本庁舎5階

電話：0799-24-7626（直通） FAX：0799-22-1315

e-mail: gyoukaku@city.sumoto.lg.jp

9. 提案書等の提出

(1) 提出書類

次の書類を各6部提出してください。

- ① 企画提案書（様式自由）
 - ・別紙、企画提案書作成要領を参照してください。
- ② 経費見積書（様式4）
 - ・「5. 提案上限額」に示す額を上限額とします。
 - ・見積額は消費税及び地方消費税を含めて記入してください。
 - ・業務毎（①業務分析、②課題、リスクの洗い出し、③業務改善、④その他）に積算し積算内訳書(様式自由)を添付してください。
- ③ 業務実施体制表（様式5）
 - ・本委託業務に配置する担当者を記載してください。
 - ・担当者の氏名、所属、業務経歴、保有資格等を記載してください。
 - ・再委託等で、業務によって、提案書提出者以外の事業者等に所属する場合は、事業者名等について記載すること。
- ④類似業務実績表（様式6）
 - ・過去5年（平成30年度～令和4年度）の範囲で業務分析や業務改善等の類似する実績を記入してください。
- ⑤国税及び市税の納税証明書（原本1部、副本5部）
- ⑥法人登記事項証明書（原本1部、副本5部）
- ⑦直近の決算報告書（原本1部、副本5部）

(2) 提案書等の提出期限

令和6年3月15日（金）17時必着

(3) 提出方法

郵送（必着）または持参により提出してください。

※持参の場合は土日祝を除く9時から17時までとします。

(4) 提出先

洲本市財務部行革推進室（担当：浦上、原）

〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号 本庁舎5階

電話：0799-24-7626（直通） FAX：0799-22-1315

e-mail: gyoukaku@city.sumoto.lg.jp

10. 質問及び回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、所定の質問書（様式7）に質問の要旨を簡潔に記入し、洲本市財務部行革推進室宛に電子メール（e-mail: gyoukaku@city.sumoto.lg.jp）で送信してください。メールのタイトルは「ふるさと納税業務分析質問書（事業者名）」としてください。電子メール以外での質問は受け付けません。

質問数は1事業者あたり、10件を上限とします。

(2) 質問書の受付期限

令和6年2月8日(木) 17時必着

(3) 回答方法

質問者に回答するほか、質問の要旨と回答を取りまとめ、令和6年2月15日(木)までにホームページに掲載します。なお、質問への回答は実施要領等の修正とみなします。

11. 審査方法

審査方法は、(1)一次審査(書類審査)、(2)二次審査(プレゼンテーション審査)とし、洲本市が設置する審査委員会において総合的に審査を行い、契約締結候補者を選定する。

(1) 一次審査(書類審査)

書類審査は、提出された提案書等により、本市において定めた審査基準に基づき審査する。なお、参加申込者が1者であった場合は、選定せずに本プロポーザルは中止とします。中止の場合、速やかに参加申込者に対し、電話連絡及び書面で通知します。

書類審査の結果は、応募事業者全てに対し、令和6年3月25日(月)までに通知するものとし、併せて一次審査通過事業者には、二次審査の開催日時等を通知する。

(2) 二次審査(プレゼンテーション審査)

審査委員会が定める基準に基づく評価点によって行う。選定は、提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングにより総合的に審査する。

ア プレゼンテーション開催日時等

- ①実施日：令和6年3月28日(木) 予定
- ②会場：洲本市役所本庁舎
- ③時間：説明時間等の時間配分は、プレゼンテーション20分以内・ヒアリング20分程度とし、提案事業者1者あたり40分程度とする。
- ④指定された時間までに参集していない場合は、辞退したものとみなします。

イ プレゼンテーション時の使用機器等

プレゼンテーションに必要な場合は、会場に用意するプロジェクター、スクリーン等の使用を可とする。ただし、パソコン等の機器については各自で準備すること。

ウ その他

- ① プレゼンテーションは、実務担当予定者1名は必ず出席することとし、最大3名までとします。
- ② プレゼンテーションは提案書の内容に沿って行うものとします。
- ③ プレゼンテーションは「審査基準」に記載の内容について重点的に説明を行ってください。

12. 審査基準及び配点

洲本市職員で構成する審査委員会を設置し、審査基準に基づき総合的に審査し、審査委員全員の平均点の高い事業者から順に優先交渉順位を定めます。

ただし、採点の結果、最高得点者であっても、平均点が60点を下回る場合は選定しません。また、同点の場合は次の方法により順位を決定します。

- ① 審査項目の「業務改善」の平均点が高い提案者を上位とする。
- ② ①によっても同点となる場合は見積額が低い者を上位とする。
- ③ ②によっても同点となる場合は、審査委員の合議により順位を決定する。

(1) 審査基準及び配点

下表のとおり、審査項目、審査基準、配点を設定し、100点満点で採点します。

審査対象	審査項目	審査基準	配点
全 体	企画提案 (20点)	本業務を実施するに当たり、基本的な考え方が現実的であり、本市の考え方と整合性があり、効果が期待できるか。	5
		業務に対する実施体制・作業内容・スケジュールが明確であり、無理なく円滑に進められるか。	5
		本市からの要求以外の追加提案があり、かつ、その内容が本市に有益であるか。	10
事業内容	業務分析 (15点)	効率的で有効な調査・分析方針を提案しているか。	5
		専門知識や知見を活かした業務分析を提案しているか。	5
		調査・分析結果は理解・利用しやすい形を想定しているか。	5
	課題、リスク の洗い出し (15点)	課題、リスクの洗い出しに効率的で有効な方策を提案しているか。	5
		専門知識や知見を活かしたリスク分析・評価の手法を提案しているか。	5
		分析結果は理解・利用しやすい形を想定しているか。	5
	業務改善 (35点)	業務分析、課題リスクの洗い出し等を踏まえ、効率的で有効な改善方針を提案しているか。	10
		ICTの導入、アウトソーシングの活用、法律的な課題解決等の専門的知識やノウハウを必要とする分野について、十分な体制を確保しており、実行性の高い業務改善策の策定を期待できるか。	10
		業界の動向、最新の情報を収集・分析したうえで、業務改善の提案を想定しているか。	10
		マニュアルや仕組が形骸化しないように、見直しや改善を踏まえた長期的な視点で提案しているか。	5
プレゼンテーション 及びヒアリング (5点)	本業務に対する積極的な意欲が感じられ、本業務の趣旨を十分理解している。	5	
見積額 (10点)	10点×提案価格のうち最低価格／提案価格 ※小数点以下は切り捨て	10	

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、速やかに審査対象者全員に対して、メール及び書面で通知します。

(3) 契約の締結

契約交渉順位第1位の事業者を洲本市との契約締結候補者とします。当該事業者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、次順位の契約交渉順位者を契約締結候補者とします。

13. 審査結果の公表

審査結果については、契約締結候補者をホームページで公表します。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、得点

14. その他

(1) このプロポーザルへの参加に必要な経費は、参加申込者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱いは、以下のとおりとします。

① 提出期限後の提出書類の差し替えまたは再提出は認めません。

② 提出された書類は返却しません。

③ 洲本市は、提出書類をこのプロポーザル以外の目的で使用せず、また、当該参加者に無断で公表しません。

④ 洲本市は、このプロポーザルに必要な範囲で提出書類を複写することがあります。

(3) このプロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得ようとした者は失格とします。

(4) 提出書類に重大な不備または虚偽の記載があった場合は、申込そのものを無効とします。

(5) 郵送等の通信事故において、市はいかなる責任も負いません。

(6) 受託事業者は関係法令、洲本市条例、規則、規定、要綱を順守するものとします。

(7) 審査会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切認めません。

(8) 企画提案書は、洲本市の保有する情報の公開に関する条例（令和4年12月20日条例第25号）に基づき、非公開とする部分を除き、公開することがあります。

15. 問合せ・連絡先

洲本市財務部行革推進室 担当：浦上、原

〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

電話：0799-24-7626（直通） FAX：0799-22-1315

e-mail: gyoukaku@city.sumoto.lg.jp